

北塩原村耐震改修促進計画
(改定)

令和3年3月

北 塩 原 村

目 次

はじめに

第1．建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

- (1) 想定される地震の規模、被害状況
- (2) 耐震化の現状と耐震改修等の目標設定
- (3) 公共建築物の耐震化の目標

第2．建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

- (1) 耐震診断・耐震改修に係る基本的な取組方針
- (2) 耐震診断・耐震改修の促進を図るための支援策
- (3) 安心して耐震改修を行うことができるための環境整備
- (4) 地震時の建築物の総合的な安全対策
- (5) 優先的に着手すべき建築物等の設定

第3．建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

- (1) ハザードマップの作成・公表
- (2) 相談体制の整備
- (3) パンフレットの作成とその活用
- (4) 行政区との連携

第4．その他耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

資 料

はじめに

1. 計画策定の背景

- 平成7年1月の阪神・淡路大震災では、地震により6,434人の尊い生命が奪われましたが、地震による直接的な死者数の9割が住宅・建築物の倒壊等によるものでした。また、倒壊した建築物等は、避難や救援・救助活動の妨げになるなど被害の拡大を招きました。このとき倒壊した住宅・建築物の多くは、昭和56年6月1日に施行された建築基準法施行令の耐震関係規定耐震基準に適合していない住宅・建築物でした。
- その後も新潟県中越地震、福岡県西方沖地震、石川県能登半島沖地震など大地震が頻発し、特に平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震（以下、「東日本大震災」という。）は、巨大な地震・津波により、一度の災害では戦後最大の人命が失われるなど甚大な被害をもたらしました。改めて、地震による被害の大きさと復旧の難しさを認識させられました。このように、日本では大地震が頻発しており、発生の可能性が低いといわれていた地域で発生し、多大な被害をもたらしたことを考慮すれば、大地震がいつどこで発生してもおかしくない状況にあります。さらに、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、とりわけ宮城県沖地震については、発生の特迫性が指摘され、甚大な被害が想定されることから、本県への影響も無視できない状況にあります。
- 政府の中央防災会議では、地震による死者数及び経済被害額を減らすため、建築物の耐震改修を緊急かつ最優先に取り組むべきものと位置づけています。
- 建築物の耐震改修の促進に関する法律「平成7年法律第123号」（以下、「法」という。）に基づき、平成19年度1月に福島県耐震改修促進計画が作成され、本村においても、平成20年度に北塩原村耐震改修促進計画を策定し、平成27年度までに住宅の耐震化90%、特定建築物の耐震化を90%とすることを目標に耐震化に取り組んできました。

しかし、東日本大震災による甚大な被害や社会情勢の変化により、更なる耐震化促進の取組を充実・強化する必要性が生じたため、本計画の見直しを行いました。

2. 計画の位置付け

- 本計画は、法第6条の規定に基づき、国の基本方針及び福島県耐震促進計画を踏まえて、大規模地震の発生による人的及び経済的被害の軽減を目的として村内の住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修及び耐震改修の促進するために策定するものであり、この度の法改正、及び県計画の改定に伴い、見直したものです。

3. 計画の期間

- 本計画は、令和3度から令和7度までの5年間とする。

第1. 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

(1) 想定される地震の規模、被害状況

当村へ大きな影響を及ぼす地震として「会津盆地西縁断層帯地震」、「福島盆地西縁断層帯地震」、「宮城県沖地震」を想定されます。

下表に地震規模・被害の状況の概要を示します。

想定区分	会津盆地西縁断層帯地震	福島盆地西縁断層帯地震	宮城県沖地震
想定震度	M7.0 W=5km D=10km	M7.0W=5km D=10km	M7.5~M8
想定震度	最大6強	最大6強	最大5強 H17.8.16 県記録
木造大破棟	11,031 棟	11,306 棟	554 棟
非木造大破棟	342 棟	497 棟	H17.8.16 県記録
死者(夜・昼)	749 人・278 人	840 人・327 人	—
負傷者(夜・昼)	4,604 人・4,476 人	4,323 人・4,343 人	—
避難者	38,366 人	51,621 人	—

(福島県地域防災計画・震災対策編より(上表数値は想定影響地域の統計を示しています。))

(2) 耐震化の現状と耐震改修等の目標設定

①住宅

平成19年課税台帳資料によると、本村の住宅の耐震化の状況は下記のとおり居住世帯のある住宅約1,139戸のうち耐震性のある住宅は約956戸で耐震化率は83.93%です。想定地震による想定被害を減少させるには、減災効果が大きい住宅の耐震化に継続的に取り組んでいく必要があり、福島県耐震改修促進計画を踏まえ、住宅の耐震化率を令和7年度までに95%にすることを目標とします。

区分	昭和56年以降の住宅①	令和55年以前	住宅数 ④ (①+②)	耐震性能 有住宅数⑤ (①+③)	現状の耐震 化率(%) ⑤/④	耐震化率の 目標(%) 令和7年度
		前住宅② 耐震性有③				
木造	819	271	1,090	909	83.39	—
		90				
非木造	47	2	49	47	95.92	—
		0				
合計	866	273	1,139	956	83.93	95
		90				

* 木造は、木造及び防火木造とし、非木造は、鉄筋コンクリート造、鉄筋造及びその他とした。

* 平成15年度に福島県が実施した耐震診断予備調査に基づき昭和55年以前の木造のうち33%を耐震性能有とした。昭和46年以前のは耐震性能がないものとした。

②特定建築物

本村には、法第14条第1項第1号に規定する多数の者が利用する特定建築物（以下「多数の者が利用する特定建築物」という。）が総数22棟存在し、このうち10棟（45.45%）の建築物については、耐震性能を有することを確認しており、12棟（54.55%）については、耐震診断を行っていないか又は耐震性能がない状態にあります。

また、法第14条第1項第2号に規定する危険物の貯蔵又は処理場の用途に供する建築物はありません。

なお、法第14条第1項第3号に規定する地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（福島県地域防災計画の緊急輸送路に限る）の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とする恐れのある建築物は3棟ありますが、うち2棟については耐震性能を有することを確認しております。

想定地震による想定被害を減少させるためには、減災効果が大きい特定建築物の耐震化を継続的に取り組んでいく必要があり、福島県耐震改修促進計画を踏まえ、多数の者が利用する特定建築物の耐震化を令和7年度末までに95%とすることを目標とします。

表1-2 特定建築物の耐震化の現状と耐震化の目標（単位：棟）（平成20年3月現在）

	昭和56年6月以降の建築物 ①	昭和56年5月以前の建築物②	建築物数 ④ (①+②)	耐震性有建築物数 ⑤ (①+③)	現状の耐震化 (%) 平成20年度 ⑤/④	耐震化の目標 (%) 令和7年度
		内耐震性有 ③				
法第14条第1項第1号	10	12 0	22	10	45.45	95
法第14条第1項第2号	0	0 0	0	0	0	0
法第14条第1項第3号	2	1 0	3	2	66.67	95
合計	12	13 0	25	12	48	95

表1-3 特定建築物（用途ごと）の耐震改修目標値

（単位：％、棟）

	現況 H19年度末	目標 H27年度末	公共建築物		民間建築物	
			現況	目標	現況	目標
特定建築物(法第14条第1号)	40.91 (9/22)	90	66.67 (8/12)	100	10 (1/10)	95
防災拠点施設 (公益上必要な施設)	0 (0/2)	100	0 (0/2)	100	—	—
避難施設 (学校・体育施設)	77.78 (7/9)	100	77.78 (7/9)	100	—	—
緊急医療施設 (病院・診療所等)	100 (1/1)	—	100 (1/1)	100	—	—
不特定多数が利用する施設 (ホテル・旅館・遊技場・銀行等)	10 (1/10)	85	—	—	10 (1/10)	95
多数が利用する施設 (賃貸住宅【共同】事務所等)	100 (9/9)	100	8	100	1	100

※ 村が所有管理する公共建築物の耐震化については、平成27年度末100%を目標にします。

(3) 公共建築物の耐震化の目標

- 公共建築物については、庁舎は被害情報収集や災害対策指示、学校は避難場所として活用、それらの多くが震災対策の拠点として活用される。このため、地震時の利用者の安全確保だけでなく、被災後の拠点施設としての機能確保の観点からも公共建築物等の耐震化の促進については、率先して取り組むこととします。
- 耐震診断を実施した場合は、速やかにその公表に努めるものとします。
- 村が所有管理する公共建築物の耐震化については、令和7年度末100%を目標にします。

第2 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

(1) 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針

- 建築物の耐震化を促進するためには、建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題・地域の問題として意識を持って地震対策に取り組むことが不可欠です。
- 村は、建築物の所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講じ、耐震や重点的に耐震改修の実施の阻害要因となっている問題を解決していくことを基本的な取組方針とします。

(2) 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策

- 建築物の所有者に対し建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性、重要性について普及啓発に積極的に取り組むとともに、耐震診断及び耐震改修等の補助制度と国の税制（耐震改修促進制度、住宅ローン減税）を活用しながら、建築物の耐震改修の促進を図っていきます。

村は、木造住宅の所有者が耐震診断を行う場合の費用の一部を負担するために「北塩原村木造住宅耐震診断促進事業実施要綱」に基づき平成20年4月1日より施行いたします。（国・福島県事業により診断費用の補助制度があります。）

表 2-1 木造住宅耐震診断者派遣事業の概要

対象住宅	・旧耐震基準により建設された戸建て住宅で（昭和 56 年 6 月以前に建築着手）、所有者自ら居住する「在来軸組工法」「枠組壁工法」等による木造 3 階建て以下の住宅
診断費用の個人負担	・1 診断 補助金額の差額分
診断費用の国・県・村の負担	・補助金額は上限 156,000 円 ・国：1 / 2 ・県：1 / 4 ・村 1 / 4

なお、建築物の所有者等が耐震改修を行う際に仮住居の確保が必要となる場合は、村営住宅の積極的な紹介に努めるとともに、民間賃貸住宅の紹介が可能となるように不動産業者との連携体制を検討します。

(3) 安心して耐震改修を行うことができるための環境整備

①適正な耐震診断体制の整備

現地調査の手法、体制（建築士と大工の 2 名以上）、報告書様式、写真等データの作成方法等を定めた「福島県木造住宅耐震診断（一般診断法）実施要領」を活用するとともに、地域の建築士及び大工・工務店が連携した体制の整備に努めます。

②村民への啓発活動

耐震診断に関する制度等を村広報紙に掲載し、定期的な防災関連記事等の掲載にも努め、村民の防災意識の向上を図り、耐震診断並びに耐震改修を促進するように努めます。

③耐震診断・改修の技術力の向上

村内の建築士及び大工・工務店の耐震診断や耐震改修に関する技術力向上のため、福島県が実施する講習会等への参加を呼びかけます。

(4) 地震時の建築物の総合的な安全対策

①事前対策

平成 17 年 3 月の福岡県西方沖地震や同年 8 月の宮城県沖地震の被害状況から、ブロック塀の安全対策、窓ガラスの飛散対策、大規模空間を持つ建築物の天井の落下防止対策、エレベータ閉じこめ防止対策の必要性が改めて指摘されています。このため、村

では県と連携し被害の発生する恐れのある建築物を把握するとともに、建築物所有者への必要な対策を講じるよう指導いたします。

また、村広報紙等に掲載し村民への啓発活動に努めます。

②地震発生時の対応

地震により建築物及び宅地等が被害を受け被災建築物等の応急危険判定が必要な場合は、村は判定実施本部等を設置し、福島県へ応急危険度判定士の派遣要請や判定士の受け入れ等必要な措置を講じます。

また、被災建築物復旧のための住宅相談を総合的に受けられるための体制整備を検討します。併せて、地震発生直後の建築物等の被害状況を速やかに把握するための体制整備についても検討いたします。

(5) 優先的に着手すべき建築物等の設定

①優先的に着手すべき建築物

優先的に耐震化着手すべき建築物は、次のとおりとします。

- ・ 地震が発生した場合において、災害緊急対策の拠点となる建築物、医療活動の中心となる建築物、並びに避難場所となる建築物、その他防災上特に重要な建築物。
- ・ 耐震改修促進法の特定建築物
- ・ 木造住宅

②重点的に耐震化すべき区域

重点的に耐震化すべき区域は、「福島県地域防災計画」震災対策編の緊急輸送道路に定められた沿道とします。

表 2-2 緊急輸送路等

種 別	路 線 名 等	備 考
緊急輸送路	県指定路線 一般国道 4 5 9 号	第二次確保路線
避難路線等	北山・会津若松線	県道
	会津若松・裏磐梯線	
	米沢・猪苗代線	
	北山・大塩線	村道
	蛇平・小野川線	
避難施設	小学校・中学校・体育館等	

第3. 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

(1) ハザードマップの作成・公表

村では、優先的に耐震化着手すべき建築物、緊急輸送路・避難路又は避難地等を記載した地図を作成し、公表します。

また、福島県の支援と協力により「建築物の所有者等の意識啓発を図るため、発生の恐れがある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した(地震ハザードマップ)」の作成を検討します。

(2) 相談体制の整備

- 産業政策課を建築窓口として耐震診断の申込みや各種補助事業の申請のほか、村民からの建築相談に応じることができるよう体制整備に努めます。
- 技術的な相談は、福島県喜多方建設事務所と連携して対応することとします。
- 家具の転倒防止等、災害予防全般については、福島県生活環境部県民安全領域や福島県会津地方振興局(県民生活課)と連携して対応することとします。
- 耐震改修に関連したリフォーム工事等のトラブルについては、消費生活センター及び建設工事紛争処理担当課と連携して対応することとします。

(3) パンフレットの作成とその活用

福島県が作成した「大地震に備えて耐震診断を受けましょう」(福島県住宅耐震診断促進事業の概要紹介)を活用し、村広報紙等に掲載して住宅の耐震診断及び耐震改修の普及啓発に努めます。

また、今後作成が予定される耐震改修を促進するための福島県パンフレット活用し、建築物防災週間、違反建築物防止週間等の機会を捉え集中的な普及啓発を図ります。

(4) 行政区との連携

地震防災対策の基本は、「自らの命は自ら守る」「自らの地域は皆で守る」であり、地域が連携して地震対策を講じることが重要です。また、一人暮らしの高齢者世帯等災害弱者になりやすい世帯等の把握は地域の協力を得なければ難しく、村と行政区との連携も重要です。

村は、専門家や技術者派遣等の支援・協力を福島県より受け、行政区単位での防災講習会や行政区内における地震時の危険箇所点検を計画し、これを通じて耐震診断及び耐震改修の普及啓発に努めるとともに、災害弱者になりやすい世帯等の把握にも努めます。

第5. その他耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

本計画は、原則として5年ごとに、また、社会情勢の変化や耐震化の進捗状況等を勘案し、見直しを実施します。

なお、耐震改修促進計画を実施するにあたり、必要な事項は別途定めるものとします。

資 料

1. 建築物の耐震化の現状

(1) 住宅の耐震化の現状

(2) 特定建築物の耐震化の現状

①建築物の耐震改修の促進に関する法律第6条第1号建築物

②建築物の耐震改修の促進に関する法律第6条第3号建築物

(3) 公共建築物一覧

2. 関係法令等